

事業ごみ(一般廃棄物)の正しい出し方

- 会社、店舗、飲食店などの事業活動に伴って排出されるごみは、事業ごみとして法律により自己処理が義務付けられています。
- 自己処理できない場合は、市が許可した業者(収集運搬業者)へ依頼するなどの方法により処理をしてください。
- 収集運搬業者に依頼される場合も、次のとおりごみを分別してください。

可燃ごみ

可燃ごみ用の指定袋で

生ごみ

料理くず、残飯、茶かす、貝殻など

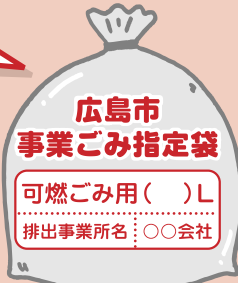
再生のきかない紙くず

チリ紙、紙コップ、カーボン紙など

※再生可能な紙ごみは、資源ごみとして排出してください。

その他

木くず、割箸など



収集運搬委託

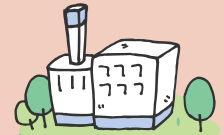
市が許可した
収集運搬業者



搬入

自己搬入も可能

処理



市清掃工場

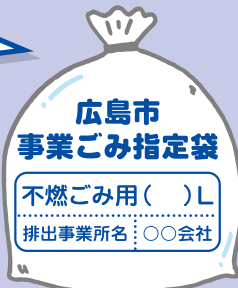
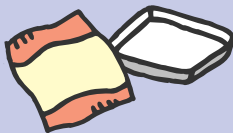
不燃ごみ

不燃ごみ用の指定袋で

プラスチック類

包装ビニール、ポリ袋、ポリ容器など

※生ごみ等が付着したものは、洗うなどしてきれいにして出してください。きれいにできない場合は可燃ごみとして出してください。



収集運搬委託

市が許可した
収集運搬業者



搬入

自己搬入も可能

処理



市埋立地

資源ごみ

種類ごとに分別し、 ヒモでしばる・ビニール袋に入れる

紙類

ダンボール、新聞紙、雑誌、チラシ、OA古紙など

金属類

空き缶、なべ、やかんなど

ガラスくず・ビン類

割れたビン、ビール・清涼飲料水のビンなど

ペットボトル

飲料用、酒類・しょうゆ用



資源ごみは、
民間ルートで再生処理されます。
(収集運搬業者等とご相談のうえ、
リサイクルしてください。)

処理



民間再生ルート

注意

- 指定袋は、市に登録された卸売業者やスーパー、コンビニエンスストアなどで購入できます。指定袋の価格には清掃工場や埋立地でのごみの処分手数料が含まれています。
- 指定袋の中に資源ごみや他のごみが混入していると処理できませんので、分別をお願いします。
- 再生可能な紙ごみは、民間再生ルートである古紙の取扱業者に依頼するほか、市資源選別施設への自己搬入もできます。
- ごみの不法投棄及び構造基準に適合した焼却炉を用いないごみの焼却は、法律により禁じられています。
- 産業廃棄物についても、自己責任での処理が義務付けられています。



お問い合わせ先 ▶▶▶

指定袋について 広島市環境局環境政策課 (☎504-2748)
 ごみの収集について 広島市環境局業務第一課 (☎504-2220)
 処理施設への搬入について 広島市環境局施設課 (☎504-2209)



古紙配合率100%
再生紙を使用しています。



石油系溶剤を削減した大豆油インキで印刷しました。印刷中に生じるVOC(揮発性有機化合物)の排出を抑えた環境にやさしいインキです。